

行政監査結果報告書

令和5年度

(風水害に係る防災資機材の管理状況等について)

佐賀県監査委員

監査 第 792 号
令和6年2月7日

佐賀県議会議長	大場 芳博 様
佐賀県知事	山口 祥義 様
佐賀県公安委員会委員長	奥田 律雄 様

佐賀県監査委員	原 惣一郎
同	荒木 敏也
同	角 貞樹
同	原田 寿雄

行政監査の結果について（提出）

地方自治法第199条第2項の規定による県の事務の執行に関する監査を実施したので、同条第9項の規定に基づき、その結果に関する報告及び意見を別添のとおり提出します。

目 次

第1章	監査の概要	1
第2章	関係計画の概要	4
第3章	監査結果及び意見	5
1	水防用資機材	5
(1)	水防倉庫資機材	5
(2)	排水ポンプ車	9
(3)	内水監視カメラ	11
(4)	可搬式発電機	12
(5)	消防防災ヘリコプター	12
(6)	救命救助用資機材	13
2	被災者の日常生活に必要な物資（食料・飲料、生活必需品等）	14
(1)	物資確保の方法	14
(2)	備蓄物資の確保	14
(3)	備蓄物資の購入、保管・管理	15
ア	食料・飲料	15
イ	生活必需品	18
ウ	医薬品、医療機器等	22
(4)	物資の供与	22
ア	食料・飲料、生活必需品	22
イ	医薬品、医療機器等	23
3	職員用物資	23
(1)	県職員用物資（食料・飲料、衣類）	23
(2)	警察職員用物資（食料・飲料、寝袋）	24
第4章	まとめ	25
結びに		25
【資料編】		
1	事前調査結果	28
2	佐賀県水防計画（抜粋）	36
3	佐賀県地域防災計画（抜粋）	37
4	県・市町の物資に関する連携備蓄体制整備要領	39
5	佐賀県災害救助用備蓄物資管理要領	42

第1 監査の概要

地方自治法第199条第2項の規定により、佐賀県監査基準（令和2年3月31日佐賀県監査委員告示第4号）に準拠して行政監査を実施したが、その状況は次のとおりである。

1 監査テーマ

風水害に係る防災資機材の管理状況等について

2 監査の目的

県は、災害応急対策及び復旧の備えとして、防災資機材の備蓄や整備を行っている。

本県では、平成10年度に「防災資機材の管理等の状況について」をテーマに監査を実施しているが、近年、気候変動の影響で毎年のように豪雨災害が発生しており、風水害に備え資機材備蓄や体制整備の重要性は高まっている。また、民間企業等との調達協定の締結など災害対応手法の多様化や資機材保管場所である現地機関の統合など、前回監査から環境も変化している。

このため、防災資機材の管理状況等について検証することにより、県民の安全・安心の確保に資することを目的とする。

3 監査の実施概要

（1）監査の実施期間

令和5年4月から令和6年1月

（2）監査の対象機関

風水害に係る防災資機材（水防用資機材及び日常生活物資）の管理及び活用に関与しているすべての機関を監査の対象とし、事前調査の結果を踏まえ、保管及び管理状況について確認すべき点が認められる機関や防災資機材管理に重要な役割を担っている機関など18機関を監査（16機関で実地監査、2機関で書面監査）の対象とした。

（3）監査の着眼点

監査は、主に次の着眼点に基づき実施した。

- ① 適正な防災資機材の調達、確保が図られているか。
- ② 防災資機材が適切な場所に保管され、災害等の発生時に迅速に活用できる体制にあるか。
- ③ 定期的に確認を行い、その品質や機能が保持され、または補充並びに適正に廃棄がされているか。
- ④ 市町等関係機関等との連携、役割分担など、効率的な資機材の整備・配置がされているか。

(4) 監査の実施内容

① 事前調査（実施時期：令和5年4月～5月）

知事部局、議会事務局、各種委員会事務局、教育委員会事務局及び警察本部の各機関に対し、災害の応急対策等のため整備・備蓄している資機材及び物資の管理状況を調査した。

併せて、民間業者等との協定に基づき調達できる資機材及び物資について調査した。

事前調査結果により把握した管理状況は、次ページ表のとおり。

② 事務監査（実施時期：令和5年7月～11月）

防災資機材の保管及び管理状況について確認すべき点が認められる機関や資機材管理に重要な役割を担っている機関を合わせた18機関に対し、防災資機材の現物確認、管理実態調査及び関係者ヒアリングを実施した。

事務監査対象機関は、次ページ表のとおり。

③ 委員監査（実施時期：令和5年10月～11月）

事務監査を実施した機関の中から、防災資機材の管理事務の重要度を踏まえ、以下の5機関について実施した。

- ・危機管理防災課
- ・社会福祉課
- ・農政企画課
- ・佐賀土木事務所
- ・伊万里土木事務所

表 事前調査結果（水防用資機材及び物資の管理状況）及び事務監査対象機関

機関名	①管理状況				②事務監査 対象機関
	水防用資機材		日常生活物資		
	所管	備蓄	所管	備蓄	
危機管理防災課	○	○	○	○	○
防災航空センター	○	○			○
人事課			○	○	○
佐賀県税事務所				○	
唐津県税事務所				○	
武雄県税事務所				○	
健康福祉政策課			○		○
医務課			○	○	
薬務課			○		○
社会福祉課			○		○
佐賀中部保健福祉事務所				○	
鳥栖保健福祉事務所				○	
唐津保健福祉事務所				○	
伊万里保健福祉事務所				○	
杵藤保健福祉事務所				○	
産業政策課			○		○
農政企画課			○		○
佐賀中部農林事務所				○	
唐津農林事務所				○	
伊万里農林事務所				○	
道路課	○				○
佐賀土木事務所	○	○		○	○
東部土木事務所	○	○		○	○
唐津土木事務所	○	○		○	○
伊万里土木事務所	○	○			○
杵藤土木事務所	○	○			○
警察本部会計課	○	○			
警察本部警備第二課	○		○	○	○
警察本部機動隊	○	○	○	○	○
10 警察署	○	○	○	○	○小城 ○白石

第2 関係計画の概要

(1) 佐賀県水防計画

佐賀県水防計画は、水防法の趣旨に基づき、洪水、内水、津波又は高潮による水災を警戒し、防御し、水災による被害を軽減し、もって公共の安全を保持するため、佐賀県下の各河川、ため池及び海岸等に対する水防上必要な監視、予報、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門等の操作、水防のための消防機関の活動、水防管理団体相互間の協力応援並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備、避難立ち退き等の大綱を明示し、水防の万全を期することを目的としている。

毎年見直しが行われており、令和5年度は前年度に配備された排水ポンプ車について追記されている。

(2) 佐賀県地域防災計画

佐賀県地域防災計画は、災害対策基本法第40条の規定に基づき、佐賀県防災会議が作成するものであり、本県の地域に係る防災に関し、県、市町及び防災関係機関等が処理すべき事務又は業務の大綱を定めており、防災対策を総合的かつ計画的に推進し、県土並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的としている。

毎年見直しが行われており、令和5年3月27日修正版では盛土に起因する災害の防止に向けた対応などが追記されている。

第3 監査結果及び意見

主な監査結果

- ◆ 全般的には、適切に管理等が行われていると認められる。
なお、調達、保管及び管理並びにこれらの実施体制等の一部においては、次のとおり十分ではないと認められる点又は改善に向けて検討を要すると思われる点も見られた。
- ◆ 水防倉庫に備蓄している資機材について、数量管理や品質管理が適切に行われておらず、水防計画書に定める備蓄数量の基準を下回っているものや劣化状態の確認が不十分なものがあつた。
- ◆ 被災者の日常生活に必要な物資について、
 - ・ 購入、保管・管理に関する手続を簡素化した方がよいと思われるものがあつた。
 - ・ 保管機関の役割があいまいになっており、明確化のうえ保管機関が適切に保管・管理業務を行うよう指導が必要なものがあつた。
 - ・ 迅速に物資を供与するため県内3か所に分けて保管しているが、物資の大半が1か所に集中しており、分散した目的が果たせるか疑問に思われるものがあつた。
 - ・ 保管倉庫内の通路に保管物資が置いてあるなど改善を要するものがあつた。備蓄物資の全数確認・品質確認が行われていないものがあつた。また、佐賀県災害救助用備蓄物資管理要領に定める年1回の棚卸（備蓄物資の状態及び管理状況についての確認）が一部、行われていなかった。

1 水防用資機材

(1) 水防倉庫資機材

(ア) 品目・数量

- 水防管理団体（市町）の備蓄資機材で不足するような緊急事態に際し、応急支援するため、県内5か所の土木事務所に水防倉庫を置き土のう袋などを備蓄している。土木事務所については、平成26年9月に7か所を5か所に統合されているが、統合前にあつた水防倉庫は現在も引き続き置かれている。
 - ・ 佐賀土木事務所
 - ・ 東部土木事務所（鳥栖倉庫、神埼倉庫）
 - ・ 唐津土木事務所
 - ・ 伊万里土木事務所
 - ・ 杵藤土木事務所（武雄倉庫、犬王袋倉庫、鹿島倉庫）
- 水防倉庫に備蓄しておく水防資機材の品目と数量については、佐賀県水防計画書に一倉庫当たりの備蓄基準として定められており、この中で基準以上の備蓄を求めている。

水防資機材備蓄基準（一倉庫当たり）

品名	杭木	土のう袋	縄	掛矢	スコップ	鋸	斧	照明器	たこ	鉄線
数量	80本	750枚	75kg	5丁	10本	5丁	5丁	5個	5丁	20kg

※掛矢：硬い木で作られた大型の木づちのこと。杭を打込む時などに用いられる。

たこ：人力で土や割栗石（地盤を締めるために基礎の下に敷き詰める石）の突き固めに用いられる。

①備蓄数量について

<監査結果>

- 水防倉庫において、水防資機材のうち使用頻度が高いと想定される杭木、土のう袋、縄の3品目について現物と台帳を突合し、保管状態を確認した。
- 保有数量については、5つの土木事務所のうち3事務所で備蓄基準を上回っているが、東部土木事務所では鳥栖倉庫において土のう袋が、神埼倉庫では縄が、杵藤土木事務所では鹿島倉庫において杭木が、基準に足りていなかった。
- 鳥栖倉庫の土のう袋については、備蓄基準を下回っていることを把握していながら、神埼倉庫から融通すればいいと考えていた。
- 神埼倉庫の縄については、5.5巻き備蓄していたが、備蓄基準の単位である重量では把握しておらず、重量を測定したところ、備蓄基準に足りていなかった。

<意見>

- 土のう袋については、倉庫単位で備蓄基準を下回ってはならないとの認識がなかったことに起因している。土木事務所にあつては備蓄基準の考え方を適切に認識されたい。また、制度所管課においても土木事務所に対する指導を徹底されたい。
- 縄については、土木事務所において備蓄量を備蓄基準である重量で把握されたい。また、制度所管課においても備蓄基準を満たしていない土木事務所に対して満たすよう指導されたい。
- 杭木については、備蓄数量を正確に把握していなかったことに起因している。土木事務所において備蓄数量を正確に把握されたい。また、制度所管課においても土木事務所にその旨指導されたい。
- 佐賀県水防計画書には、別表として土木事務所ごとの資機材の備蓄状況が掲載されている。令和5年度版の該当箇所を見ると、東部土木事務所の土のう袋の備蓄数量が基準を下回っていることは明らかであり、計画書編集の過程で確認していれば是正を促すことは可能であった。制度所管課においても土木事務所の備蓄基準順守について確認するなど、必要な対応を取られたい。

②資機材の用途について

<監査結果>

- 水防資機材備蓄基準に、「資機材は、水防以外の如何なる工事にも使用しないようにすること。」と記載されているにもかかわらず、東部土木事務所は令和5年6月に発生した県道の維持管理業務（道路側溝に堆積した土砂の除去作業）の応急対策に土のう袋80枚を使用していた。

<意見>

- 緊急対応が必要な状況下であれば、水防活動に支障のない範囲で資機材を使用することはやむを得ないと考えられる。「水防以外の如何なる工事にも使用しないようにすること」の記載について、例えば、対応後速やかに補充することを条件とするなどの確な対応が可能となるよう見直しを検討されたい。

③備蓄品目の選定について

<監査結果>

- 備蓄資機材の多くは、購入時期が不明で、長期間使用されていない状態で倉庫に置かれている。
- 市町からの貸出要請は、近年ない。
- 「鉄線」及び「縄」の中には、応急対策に使用できる状態にない（太さ、表面に錆）と思われるものがあつた。

<意見>

- 水防資機材備蓄基準については、実際行われている応急対策活動の内容を確認し、効果的な活動に必要な資機材を備蓄品目とする、資機材の規格や更新の目安を示すなど、必要な見直しを行われたい。

(イ) 保管

- 「水防資機材備蓄基準」では、倉庫内の備蓄資機材は厳重に保管し、緊急の際十分役立つよう整備しておくことを求めている。

④資機材の保管場所について

<監査結果>

- 倉庫の場所がハザードマップ上の浸水想定区域に該当している所があつたが、濡れても機能の発揮が変わらない素材の資材（縄、杭木）を除き、棚の上又はラック上に置くなどの措置が取られていた。
- 市町への資機材の応急支援については、基本的に市町を管轄する土木事務所が行うこととなっているが、近隣の土木事務所から提供するなど広域連携体制で対応することも可能となっている。

<意見>

- 意見なし。

⑤水防倉庫の整理整頓について

<監査結果>

- 水防倉庫には、水防資機材のほか油流出対策用の資材等が置かれている。
杵藤土木事務所では、資材を他の資材棚前の床に直置きされていたが、搬出時は一時的に移動させるスペースが確保されていた。

整理整頓を定期的に行っている事務所はないが、いずれの倉庫も搬出入に支障はなかった。

佐賀土木事務所では、整理棚に品目名の札を掲げているにもかかわらず、名札とは違う場所に資機材が配置されていた。

- 備蓄資機材は、納品時のまま、箱に梱包されたままの状態では保管されているものが多く、品質及び劣化状態の確認は箱に入ったままの外形を目視するにとどまっていた。

<意見>

- 水防倉庫の整理整頓について定期的実施することを促すとともに、備蓄資機材が緊急の使用に耐えうる状態を保持するよう指導されたい。

(ウ) 体制、管理

- 水防計画の規定に沿って、3段階の水防配備体制をとって活動に当たっている。

種類	体制	活動内容	指令の時期
第1 配備 (準備)	最少の人員 (2名以上)	・主として情報連絡活動	大雨注意報等
第2 配備 (警戒)	少数の人員 (4名以上)	・管理施設の点検、補修 ・応急措置等	大雨警報等
第3 配備 (非常)	所属人員の全員		特別警報等

⑥土木事務所の役割について

<監査結果>

- 水防計画の記載には、水防支部（土木事務所）の分担任務に「水防工法の技術指導」とあるが、水防管理者（市町）への指導は、現在、河川砂防課が担っており、市町では年1回訓練が行われている。

多くの土木事務所では、「県職員が水防資機材を用いて応急復旧作業を行うようなことはない。」「水防工法を施工するスキルを習得する訓練は現在行っていない。」とのことであった。

<意見>

- 土木事務所で水防工法の訓練を行っていないのであれば、水防計画の分担事務にある「水防工法の技術指導」について、実態に合わせた記述に改められたい。

⑦資機材の管理について

<監査結果>

- 備蓄資機材の管理台帳が作成されていない土木事務所（唐津）や受払の記録が確認できない様式で管理している土木事務所（佐賀、伊万里、杵藤）があった。

<意見>

- 備蓄資機材については、数量や受払の記録等を記載した管理台帳を作成するなど、適切に管理されたい。

（２）排水ポンプ車

- 近年、県内で内水氾濫による大規模な浸水被害が頻発していることから、県はプロジェクト I F (Inland water Flooding) を立ち上げ、内水対策に取り組んでいる。その一環として、令和4年6月に排水ポンプ車5台を導入し、土木事務所に1台ずつ配備し、浸水被害に迅速かつ機動的に対応できる体制を構築している。

（参考）佐賀県排水ポンプ車の概要

総排水能力	毎分 30 m ³ ※小学校の 25mプールを約 10 分で空にできる
排水装置	水中モーター駆動ポンプ φ 200mm×6 機

排水ポンプ車



- 排水ポンプ車は、県内の危機事象に対応することを目的に配備されており、県が責任をもって運用する必要があることから、河川砂防課と農山漁村課の連名で運用に当たっての考え方を示している。

各土木事務所では、地元の建設業協会支部との間で災害応急対策業務に関する覚書を取り交わしており、速やかに排水ポンプ車操作等の業務を行わせることとしている。

①保管場所について

<監査結果>

- 杵藤土木事務所を除く4土木事務所では、現在、排水ポンプ車は既存車庫に保管されている。今後、全土木事務所専用車庫が整備される予定である。
- 杵藤土木事務所では、配備当初、庁舎敷地に新型コロナウイルス感染症の対応スペースを確保する必要があったことから、約0.5km離れた県有地に駐車している。また、現在も武雄総合庁舎の外壁工事で来客用駐車場が不足しているとの理由で、庁舎から離れた県有地に駐車している状態にある。

排水ポンプを起動するには備蓄電源を充電しておく必要があり、このバッテリー充電作業のため、職員が庁舎までポンプ車を運転している状況にある。

<意見>

- バッテリーを充電するためとはいえ、職員が排水ポンプ車の運転をしなければならぬ状況は、無用な事故や負担の観点からできるだけ早期に解消されることが望ましい。杵藤土木事務所敷地内に駐車するよう早急に処置されたい。

②稼働について

<監査結果>

- 排水ポンプ車運用に当たっての考え方では、現場での排水作業等は、基本的に建設業協会関係者が実施するとされており、県職員は現場での運用を総括（建設業協会要員への指示、出勤先関係者との調整、作業状況等の報告等）する役割を担っている。
- これまで、佐賀市で1回、唐津市で1回、鳥栖市で2回の稼働実績がある。

<意見>

- 意見なし。

③ポンプの動作確認・訓練について

<監査結果>

- 排水ポンプ車の動作確認については、河川砂防課が全土木事務所分を業者と委託契約を結び、排水動作の確認を年に1回、点検を年に3回実施している。
- なお、全ての土木事務所、職員と建設業協会要員等を対象にしたポンプ稼働訓練を実施されている。

<意見>

- 意見なし。

(3) 内水監視カメラ

- プロジェクト I F の取組の一環で、県が管理する道路で、令和 3 年 8 月豪雨で冠水し通行止めを行った 27 か所に内水監視カメラを設置し、県のホームページに 1 分ごとに更新されるライブカメラ画像（静止画）を公開している。
- 土木事務所の監視制御用端末ではライブ動画閲覧が可能であり、どの程度の冠水が発生しているかをリアルタイムで確認できるようになった。

①機器の調達について

<監査結果>

- 機器の調達は各土木事務所において行われているが、唐津土木事務所と伊万里土木事務所はカメラ設置箇所がそれぞれ 1 か所であることから、事務の効率化及びコスト縮減のため杵藤土木事務所で一括発注されている。
- 杵藤土木事務所が発注した伊万里土木事務所の監視制御用端末が配備されていないため、伊万里土木事務所では動画閲覧ができない状況にあった。
なお、閲覧できない状況は、現在、解消されている。

<意見>

- 今後このようなことがないように適切に対処されたい。

②関係機関との連携について

<監査結果>

- 県管理道路に設置されたライブカメラ画像については、県のホームページ（防災・緊急マップ）で公開されているが、市町やケーブルテレビ事業者等が設置しているカメラ画像は、県のホームページで閲覧できず、各設置者のホームページ等で閲覧するしかない。
- 市町やケーブルテレビ事業者等が設置したカメラ画像については、県のホームページ（防災・緊急マップ）に情報連携させる取組が始まっている。

<意見>

- 市町やケーブルテレビ事業者等が設置したカメラ画像についても、県管理道路に設置されたカメラ画像と合わせ、県民に対して一元的な情報提供が実現するよう、関係部局及び市町等関係機関と一体となって推進されたい。

ライブカメラ画像



(4) 可搬式発電機

- 避難所や庁舎等が停電した際のバックアップ電源として、平成 25 年 1 月に購入し、県庁舎など 5 か所に大容量発電機 11 台を配備している。

①保管・稼働について

<監査結果>

- 県庁南側駐車場倉庫に保管されている発電機 3 台について状態を確認した結果、支障は見られなかった。
- 保管場所はハザードマップ上の浸水想定区域に該当しているが、発電機は運搬車両のクレーン可動範囲に置かざるを得ない。浸水が予想される場合は、その都度、安全な場所に移動させる対応を想定されている。
- 動作確認については、専門の業者に委託して定期的に行われている。災害発生時の発電機の稼働については、職員の指示に基づき専門の業者が現場での設置、接続、操作を行うこととなっている。

<意見>

- 意見なし。

(5) 消防防災ヘリコプター

- 被災状況の調査や捜索、救助、資機材等の搬送など、災害発生の初動の要として令和 3 年 3 月から運用されている。

消防防災ヘリコプター



①保管・管理について

<監査結果>

- 防災航空センターに配備されている消防防災ヘリコプターについて、保管状況及び管理状況を確認した。

- 九州内他県と相互応援協定を締結し、緊急運航応援を要請する対応が取られている。ヘリコプターは毎年、耐空検査（耐空証明更新）を受ける必要があり、その期間の対応にも相互応援協定を活用している。

<意見>

- 意見なし。

(6) 救命救助用資機材

- 佐賀県警察災害警備計画に基づき災害警備活動（被災者の救出及び救助活動）を行うために各警察署において救命ボート等資機材を保管・管理している。
- 救命ボートは、警察署の署員数や過去の浸水被害状況等に応じて1艇から3艇を各警察署に配備している。
- また、警察本部機動隊（以下「機動隊」という。）では、県内の災害発生に機動的に対応するため、救命ボート、発電機、水中活動用装備、大型ドローンなど多数の資機材を保管・管理している。

①救命ボートの更新について

<監査結果>

- 各警察署に配備している救命ボートは、配備した年や耐用年数を考慮し、配備数がゼロにならないよう更新している。
- 令和4年度において救命ボートを2艇更新しようとしたが、電気代高騰等に伴う予算の都合のため1艇は更新し、残り1艇は次年度以降に更新することとなった。

<意見>

- 更新が大幅に遅れ、災害時に救命ボートが不足し、住民の生命・安全が脅かされることがないように、適切な更新に努められたい。

②救命ボートの使用不能への対応について

<監査結果>

- 白石警察署に配備されている救命ボート2艇のうち1艇が故障し使用不能となったが、同警察署の救命ボートを1艇に減らし、災害時には必要に応じて機動隊を派遣すると決定している。

<意見>

- 意見なし。

③資機材情報の共有について

<監査結果>

- 機動隊が保管・管理している資機材は年々増加しており、将来的には保管スペースの不足が心配されるため、警察庁に返還可能な資機材はその都度返還するなどスペースの確保に努めている。

- また、県警察が保管・管理している資機材に関する情報と県の行政機関が保管・管理している資機材の情報が共有されていない。

<意見>

- 佐賀県地域防災計画及び佐賀県警察災害整備計画に基づき、県行政機関と県警察が連携して被災者の救出及び救助活動に対応することが考えられるため、双方の資機材に関する情報の共有を図られたい。

2 被災者の日常生活に必要な物資（食料・飲料、生活必需品等）

（1）物資確保の方法

- 県内で災害が発生した場合に、佐賀県地域防災計画に基づき市町は被災者に対し日常生活に必要な物資を円滑に供給する。
- 市町が物資を確保するに当たっては、主に①自ら物資を備蓄しておく、②供給可能業者から調達する、③県に支援を要請する、ことに対応する。
- 県は、市町から支援要請があった場合、又は自らその必要があると認めた場合は、主に①独自で備蓄している資材を供与する、②「災害時における物資の調達に関する協定」（以下、「調達協定」という。）を締結した事業者から調達を行う、③「九州・山口9県災害時応援協定」等に基づく応援を要請する、ことに対応する。

（2）備蓄物資の確保

- 物資の備蓄は、平成24年に定められた「県・市町の物資に関する連携備蓄体制整備要領」（以下「連携備蓄要領」という。）に基づき基本的に市町が対応する。県は、市町がそれぞれ保有するには非効率な物資や、市町では必要な量の確保が困難な物資を備蓄する。備蓄する物資の具体的な品目は、県と市町ごとに連携備蓄要領で定めている。
- 市町が備蓄する物資の必要数量は、市町ごとに登録人口の5%が避難した場合を目安に定めている。県が備蓄する物資の必要数量は、品目ごとに個別に検討することとなっている。

①毛布の県備蓄数量について

<監査結果>

- 県では約8,000枚の毛布を備蓄しており、約5,000枚が一度も使うことなく長い期間、保管したままとなっている。また毛布は軽くて持ち運びが容易な不織布毛布から使用し、厚手の従来型毛布はほとんど使用されていない。
- これまで毛布は、夏場の豪雨災害時に供与したため、不織布毛布を使用しているが、冬季に大規模地震等が発生すれば厚手の従来型毛布が大量に必要となる。また、南海トラフ地震が発生した場合、県と県内市町において計20,000枚の毛布を被災県に提供することとなっている。

- なお、県は基本的に国の災害救助法に基づく災害救助基金を使い備蓄物資を購入している。同基金では、県の前年度の前3年間における普通税収入の一定割合を乗じて得た額（下限額）を上回る額（備蓄物資の取得価格及び現金）を積み立てている。このため使っていない毛布を処分したり市町に譲渡することで基金の額が下限額を下回った場合、下限額まで基金を積み立てることが必要となる。
- 以上のことから、今後も約8,000枚の毛布を備蓄するとのことである。

<意見>

- 毛布は、長期間備蓄する間に、毛布の繊維同士が密着して薄くなり保温性が低下したり、細かな埃が入り込みダニが発生するなど劣化してしまうことがある。毛布の劣化状況を確認し、使用に耐えないものは買い替えていただきたい。
- また、肌触りがいい、軽くて保温性に優れているなど避難生活の質に配慮した毛布の確保に努めていただきたい。

②組立式オストメイト用トイレの備蓄必要数量について

<監査結果>

- 人工肛門又は人工膀胱を造設したオストメイトの方が使用する組立式トイレについて、関係団体からの要請を受け、令和2年に県内5カ所の保健福祉事務所に1台ずつ、計5台備蓄している。災害発生時に5台では足りない場合は、調達協定により県外の業者から調達することとしている。

<意見>

- 令和2年に関係団体からの要請を受け5台備蓄しているが、大規模災害が発生した際に5台で足りるのか不明である。
- 災害発生時には、道路が被災し県外業者からの調達が大幅に遅れてしまうことも想定される。
- 一方、組立式オストメイト用トイレは市町でも購入・備蓄している。また、オストメイトの方も利用できるバリアフリートイレは、令和4年9月時点で全国の避難所に指定されている公立小中学校の9割以上で設置されており、国は令和7年度末には、100%に引き上げることを目標としている。このようにオストメイト用トイレは年々普及している状況にもある。
- オストメイト用トイレの利用者数、避難所への整備状況、市町での備蓄状況、県外業者からの調達が遅れる可能性などを考慮し、県として何台備蓄する必要があるのかを整理されたい。

(3) 備蓄物資の購入、保管・管理

ア 食料・飲料

(ア) 体制

- 県が備蓄する食料は基本的にアレルギー対応食料であり、佐賀県災害救助用備蓄

物資管理要領（以下「管理要領」という。）に基づき次の3つの所属が連携し購入及び保管・管理を行っている。

危機管理防災課	備蓄物資の品目・数量を決定する。また、平時において買い替える物資、及び災害時において市町に供与する物資の品目、数量を決定する。 年1回、備蓄物資の棚卸（備蓄物資の状態及び管理状況についての確認）を行う。
健康福祉政策課	備蓄物資を購入する。どのようなアレルギー対応食品を購入するかは同所属の栄養士が選定している。
農政企画課	備蓄物資を保管し台帳記入等管理を行う。物資の保管場所は農政企画課にはなく、県内3か所の現地機関に分散している。

① 手続の簡素化について

< 監査結果 >

- 賞味期限が到来する備蓄食品を買い替える際には、農政企画課から食料手配の依頼を受けた健康福祉政策課が新しい食品を購入し、保管機関に送付する。保管機関から納品の連絡を受けた農政企画課は危機管理防災課にそのことを連絡し、同課の承認を受けている。保管しなくなった食品は農政企画課から危機管理防災課に払い出しの申請を行い、同課の承認を得た上で払い出している。

< 意見 >

- 3つの所属が関与し、手続が複雑になっているように思われる。
- 例えば、健康福祉政策課は購入するアレルギー対応食品を指定するだけで購入は農政企画課が行う、又は健康福祉政策課が購入した食料を、農政企画課を通すことなく保管機関が管理するなど、手続の簡素化について検討されたい。

(イ) 保管

① 保管場所の浸水対策について

< 監査結果 >

- 管理要領に基づき、備蓄物資は杵藤保健福祉事務所、佐賀中部農林事務所、唐津農林事務所に保管している。
- これら保管機関は全てハザードマップ上の浸水想定地域にあるが、物資を保全するために、災害が発生し浸水の危険が著しく高くなれば安全な場所に移動することとしている。また、保管場所が浸水し物資の搬出ができない場合は、浸水していない他の保管場所から搬出・供与することとしている。

< 意見 >

- 意見なし。

②保管状況について

<監査結果>

- 今回の監査で杵藤保健福祉事務所と佐賀中部農林事務所における食料・飲料の保管状況を確認した。
- 杵藤保健福祉事務所では、備蓄物資の配置が分かる図面があり、年1回程度、整理整頓を行っている。備蓄物資は保管機関の書類と一緒に保管されていたが、区別がつく状態であった。物資を搬出する通路に障害物はなかった。
- 佐賀中部農林事務所では、備蓄物資を種類や賞味期限ごとに1か所に集め整理しており、主に物資の搬入・搬出があった際に整理整頓を行っている。保管機関の書類と一緒に保管されていたが、備蓄物資の表示があり、区別がつく状態であった。物資を搬出する通路に保管機関の物資が置かれていたが、搬出に支障はなかった。

<意見>

- 意見なし。

(ウ) 管理

①管理要領の整理について

<監査結果>

- 保管機関は、管理要領に基づき備蓄物資が盗難、動物による食害などにより毀損しないよう施錠を行い適正に管理することとされており、管理要領にはないが物資の搬入・搬出等の業務も行っている。
- 農政企画課は、危機管理防災課と保管機関の間であって中継手続を行っており、保管現場での管理業務は保管機関が行っている状況にある。

<意見>

- 備蓄物資が毀損や紛失することなく、災害時に迅速・正確に市町に供与できるかは保管機関の対応次第にかかっている。保管機関が、自らの役割を十分に認識し責任を持って適切な管理を行うよう、管理者を保管機関とする、又は物資の搬入・搬出等業務も保管機関の業務として管理要領に明示する、など災害時に支障が出ない管理要領とすることを検討されたい。

②物資の全数確認及び品質確認について

<監査結果>

- 備蓄物資の管理者である農政企画課は、定期ではないが必要に応じて備蓄物資の全数確認を行うことにしており、直近では令和5年初めに実施している。
物資を一つ一つ取り出して個数や品質を確認するものではないが、概算で個数を算定し、目視により品質を確認している。
- 危機管理防災課は、管理要領に基づき毎年3月に備蓄物資の棚卸（備蓄物資の状

態及び管理状況についての確認)を行うことになっているが、令和4年3月の棚卸は新型コロナウイルス感染症の流行で実施できておらず、令和5年3月の棚卸は1保管機関に対し行われたのみで、しかも8月に遅れて行われていた。

<意見>

- 管理要領に規定されている備蓄物資の棚卸を実施されたい。
- 危機管理防災課として、全ての保管機関にある物資を棚卸することは負担が大きく管理要領どおりの棚卸の実施が困難と考えるのであれば、棚卸事務自体を保管機関に委ねる、又は数量や品質の確認作業を保管機関に委ね、保管機関からの報告をもとに棚卸台帳を整理するなどの対応を検討されたい。

イ 生活必需品

(ア) 体制

- 管理要領に基づき、次の2つの所属が連携し、購入及び保管・管理を行う。

危機管理防災課	備蓄物資の品目・数量を決定する。また、平時において買い替える物資、及び災害時において市町に供与する物資の品目、数量を決定する。 年1回、備蓄物資の棚卸（備蓄物資の状態及び管理状況についての確認）を行う。
社会福祉課	購入、保管・管理を行う。物資の保管場所は社会福祉課にはなく、県内7カ所（うち4カ所は組立式オストメイト用トイレのみ保管）の現地機関に分散している。

(イ) 保管

①保管場所の浸水対策について

<監査結果>

- 管理要領に基づき、備蓄物資は、唐津県税事務所、佐賀中部、鳥栖、唐津、伊万里、杵藤の各保健福祉事務所、佐賀土木事務所に保管している（組立式オストメイト用トイレのみ保管している機関は、佐賀中部、鳥栖、唐津、伊万里の保健福祉事務所である）。
- 鳥栖保健福祉事務所と伊万里保健福祉事務所を除く保管機関はハザードマップ上の浸水想定地域にあるが、物資を保全するために、倉庫の2階に備蓄していたり、災害が発生し浸水の危険が著しく高くなれば安全な場所に移動させることとしている。また、保管場所が浸水し物資の搬出ができない場合は、浸水していない他の保管場所から搬出・供与することとしている。

<意見>

- 意見なし。

②保管状況について

<監査結果>

- 今回の監査では、佐賀土木事務所と杵藤保健福祉事務所における生活必需品の保管状況を確認した。
- 佐賀土木事務所では、保管倉庫内の通路に保管物資が置いてあり、他の保管物資を取り出す際の障害となっていた。保管物資の表示も保管物資の配置が分かる平面図もなかった。
- 杵藤保健福祉事務所では食料・飲料と同様の保管状況であった。

<意見>

- 佐賀土木事務所における保管物資について、災害発生時に物資を迅速に搬出できるよう、通路にある物資を整理するなど適切に対応されたい。また、保管倉庫内のどこにあるのかが分かるように、保管物資であることの表示、又は保管倉庫内における保管物資の位置を明記した平面図の作成を行われたい。

佐賀土木事務所保管倉庫



(ウ) 管理

①管理要領の整理と保管機関への指導について

<監査結果>

- 食料・飲料と同様、社会福祉課は、危機管理防災課と保管機関の間であって中継手続を行っており、保管現場での管理業務は保管機関が行っている状況にある。
- 佐賀土木事務所では、物資の搬入・搬出作業などの業務を行うとの認識がなく、原子力防災訓練において当該保管機関から物資を搬出する際に、社会福祉課の職員が保管機関に出向いて搬出作業を行っている。

<意見>

- 保管機関が、自らの役割を十分に認識し責任を持って適切な管理を行うよう、管理者を保管機関とする、又は物資の搬入・搬出等業務も保管機関の業務として管理要領に明示する、など災害時に支障が出ない管理要領とすることを検討されたい。
- その上で、保管機関が適切に保管・管理業務を行うよう指導されたい。

②物資の全数確認及び品質確認について

<監査結果>

- 備蓄物資の管理者である社会福祉課は、全数確認及び品質確認を行っていない。
- 危機管理防災課が行う棚卸は、令和4年3月の棚卸は新型コロナウイルス感染症の流行で実施できておらず、令和5年3月の棚卸は1保管機関に対し行われたのみで、しかも5月に遅れて行われていた。

<意見>

- 危機管理防災課は、管理要領にある備蓄物資の棚卸を実施されたい。危機管理防災課として、棚卸することは負担が大きく棚卸の実施が困難と考えるのであれば、棚卸事務自体を保管機関に委ねる、又は数量や品質の確認作業を保管機関に委ね、保管機関からの報告をもとに棚卸台帳を整理するなどの対応を検討されたい。
- 社会福祉課は、単独で、又は危機管理防災課との合同により、全数確認及び品質確認を行われたい。

③ラップ式トイレの管理の一元化等について

<監査結果>

- ラップ式トイレ（携帯トイレ）について、令和元年の豪雨災害により県内の病院で浸水が発生し、トイレが一時的に使用不能となった。病院側の要請があったため、医務課にて10台購入し、病院へ送付した。その後返却され県庁内で保管している。
- 令和4年には危機管理防災課が34台購入し、24台を希望する市町に無償貸与し、残り10台を同課が保管・管理している。
- 44台のトイレの管理所属が医務課と危機管理防災課に分かれており、2つの所属の間での情報共有もなく、弾力的な管理が行われていなかった。

<意見>

- 医務課が管理しているトイレも危機管理防災課が管理しているトイレも機能は変わらない。有効活用するためには一つの所属で管理するか、又は2つの所属の間で情報共有し弾力的に運用すること、を検討されたい。

④地域内における保管機関の統合について

<監査結果>

- 佐賀地域においては、保管機関が、食料・飲料を保管する機関（佐賀中部農林事務所）、生活必需品を保管する機関（佐賀土木事務所）、組立式オストメイト用トイレ

を保管する機関（佐賀中部保健福祉事務所）の3か所に分散している。

- 唐津地域も佐賀地域と同様に3か所に分散している。

<意見>

- 市町が県から物資の供与を受ける場合、物資を受け取る日や時間、保管機関に受け取りに向くのか保管機関から搬送されるのかなど保管機関との調整が必要となる。保管機関が多いと調整手続に手間取ったり、何か所も保管機関をまわることになる。
- 災害発生という緊急時にあって、できる限り速やかに物資の供与ができるよう、地域内における保管機関の統合について検討されたい。

⑤バランスが取れた保管機関ごとの物資の配分について

<監査結果>

- 組立式オストメイト用トイレ、マスク及びラップ式トイレを除く生活必需品は、佐賀土木事務所、唐津県税事務所、杵藤保健福祉事務所の県内3か所に分けて保管しているが、物資の大半が佐賀土木事務所に集中しており、多くの品目の物資が唐津県税事務所、杵藤保健福祉事務所にはない状況にある。

(参考) 災害救助基金備蓄物資 残高集計表 概要 令和5年3月31日現在数量

品目 (単位)	合計	内訳		
		佐賀土木事務所	唐津県税事務所	杵藤保健福祉事務所
毛布 (枚)	8,110	3,120	500	4,490
タオルケット (枚)	2,000	1,080	320	600
トレーニングウェア (着)	1,900	965	330	605
シャツ (着)	3,560	2,640	250	670
その他下着 (着)	1,700	1,700	0	0
紙おむつ (袋)	68	68	0	0
タオル (枚)	2,000	800	400	800
靴下 (足)	1,900	1,900	0	0
サンダル (足)	1,900	1,900	0	0
石けん (個)	600	600	0	0
ちり紙 (袋)	2,000	2,000	0	0
生理用品 (袋)	36	36	0	0
その他備蓄物資	1,375	1,375	0	0

(注) 組立式オストメイト用トイレ5台 (県内5保健福祉事務所に保管) 及びマスク1,000枚 (危機管理防災課に保管) を除く。

(注) ラップ式トイレ (危機管理防災課及び医務課に保管) は災害救助基金での購入ではないため、除かれている。

<意見>

- 保管場所の収容能力の問題はあるが、県から周辺市町に迅速に物資の供与を行うという保管場所を分散した目的が果たせるよう、時間を要しても数量的にバランスの取れた物資の配分をされたい。

ウ 医薬品、医療機器等

①保管・管理の状況について

<監査結果>

- 大規模災害時における初動期（被災後 48 時間以内）の医療救護に必要な量として 2,000 人分の医薬品を備蓄している（九州・山口 9 県災害時相互応援協定に基づき、佐賀県に割り当てられた備蓄数量）。備蓄場所は、県の中央部及び県の北部に 1 か所ずつ配置している。
- 保管・管理業務は薬務課が所管し、業務の多くは薬務課から業者に委託している。管理台帳は、薬務課が委託業者からの四半期ごとの点検記録・買替え記録を受領し更新している。点検は、委託業者が月 1 回実施し、薬務課は年度当初に年 1 回現物を確認している。

<意見>

- 意見なし。

（４）物資の供与

ア 食料・飲料、生活必需品

- 災害時、市町から県に対し物資供与の要請があった場合、災害対策本部において要請内容を集約し、産業政策課に通知する。
- 産業政策課では、備蓄物資から供与するか、新たに物資を調達して供与するかを、関係所属と調整し決定するとともに、備蓄物資にあつては、関係所属や佐賀県トラック協会などと調整して輸送方法を決定する。
- 備蓄物資から供与する場合、備蓄物資を管理している所属が要請市町と日時・場所等を調整し供与する。新たに物資を購入する場合は、当該物資を所管する所属が調達協定に基づき事業者から調達し、要請している市町と日時・場所等を調整のうえ供与する。

①物資供与のスキームについて

<監査結果>

- 調達協定は危機管理防災課が所管しているが、実際の事務は産業政策課ほか関係所属が対応している。
- これまで、市町から備蓄物資から繰り出すほどもない小ロットの物資などについて供与要請があり、備蓄ではなく購入で対応したり、災害対策本部ではなく産業政策課に直接要請があるなど、様々なケースが発生しているため、その都度、現場に

において臨機応変に対応している。

- 危機管理防災課は連携協定の相手方である事業者の緊急連絡先一覧表を危機管理センターに置いており、産業政策課は当該一覧表により緊急時の連絡を行うこととなっている。

<意見>

- 意見なし。

②県と市町の供与対応について

<監査結果>

- 災害時の物資の調達は原則、避難所を所管する市町が対応するものであるが、市町がマンパワー不足で調達発注ができないケースなどに対応するため、県においても調達協定を結んでいる。

<意見>

- 意見なし。

イ 医薬品、医療機器等

- 市町から県に対し物資供与の要請があった場合、保健医療調整本部が備蓄物資から供与するか、新たに物資を購入して供与するかを決定のうえ医務課に指示する。
- 備蓄物資は、医務課から供給要請を受けた薬務課が市町と調整し供与する。新たに物資を購入する場合は、薬務課が災害時における医薬品等の供給に関する協定に基づき医薬品や医療機器等に係る協会を通じて調達し、市町と調整のうえ供与する。

①供与の対応について

<監査結果>

- 備蓄されている医薬品は、種類ごとに色分けされたケースに入っている。指定された色のケースごと搬出するようになっており、正確・迅速に対応できる。備蓄委託先の業者は普段でも病院からの緊急要請に対応しており、要領を得ている。
- 医薬品や医療機器等に係る協会の連絡先は設定されており、年度当初に協会の会員と連絡先の名簿を更新している。

<意見>

- 意見なし。

3 職員用物資

(1) 県職員用物資（食料・飲料、衣類）

- 災害時に対応する県職員に配給するため、人事課が、毛布等生活資機材と食料・飲料水（日中活動の概ね3日分）を確保している。確保した物資の保管場所は本庁と県内5か所の総合庁舎にある。

- 災害時には、人事課が配給基準に則り配給の可否を決定し、配給を受ける関係所属と調整し配給を行う。総合庁舎ごとに管理所属と連絡員を定めており、人事課は必要に応じて連絡員に指示を行う。

①保管場所の移設について

<監査結果>

- 本庁の保管場所は、以前は庁舎外にあったが、今回の行政監査を契機に搬出の負担が少ない本庁舎内に移設している。

<意見>

- 意見なし。

②総合庁舎管理所属の業務の周知について

<監査結果>

- 物資の配給について定めた「佐賀県職員用災害時対応備蓄物資に係る配給基準及び役割分担に関する要領」に総合庁舎の管理所属の業務（配給方法）の定めがない。

<意見>

- 災害時に県職員に対し円滑に物資が配給されるよう、総合庁舎の管理所属の業務（配給方法）を明記されたい。

(2) 警察職員用物資（食料・飲料、寝袋）

- 災害時に対応する警察職員に供与するため、警察本部警備第二課が、生活資機材と食料・飲料水（日中活動の概ね3日分）を確保している。確保した物資の保管場所は警察本部、県内10カ所の警察署及び機動隊にある。

①物資配給の手順について

<監査結果>

- 災害時におけるこれらの物資の配給手順について整理したマニュアルはないが、災害初動時において手順を把握している職員を配置することで対応している。

<意見>

- 意見なし。

②備蓄食料の更新について

<監査結果>

- 警備第二課では、備蓄食料が消費期限を迎えた令和4年度から3か年かけて全職員分の食料を購入しているところである。

- これまで大雨時に待機職員に食料を配給したり、職員が寝袋を使用することがあったが、物資が不足したり、配給が滞るといったことはなかった。

<意見>

○ 意見なし。

第4 まとめ

防災とは、災害が発生しやすい自然条件下にあって、県土並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護する、行政上最も重要な施策とされている（佐賀県地域防災計画）。

これまで県では、風水害に備えるため、水防用資機材、救命救助用資機材、被災者用の食料・飲料等を備蓄するとともに、民間企業等と物資等の調達協定を締結するなどの取組が行われている。

また、災害発生時の「初動の要」として、令和3年3月に消防防災ヘリコプターの運用を開始するとともに、内水氾濫の被害軽減を図るため、令和3年9月にプロジェクトIF（佐賀県内水対策プロジェクト）を立ち上げ、災害対応オペレーションへの活用、被害軽減・被害防止、県民の避難判断に係る情報提供等の取組が強化されている。

近年、気候変動の影響により毎年のように豪雨災害が発生している状況にあって、上記の取組をはじめとして、災害に対応するための危機管理の重要性はますます高まっていることから、今回、風水害に係る防災資機材の管理状況等について、前述（第1-3-(3)）の着眼点に基づき監査を実施したところである。

その結果、全般的には適切に管理等が行われていることが確認できた一方で、調達、保管及び管理並びにこれらの実施体制等の一部においては、十分ではないと認められる点又は改善に向けて検討を要すると思われる点も見られた。

このため、防災資機材の管理等の所管所属においては、是正・改善に向けて速やかに取り組まれない。また、制度所管課においては、是正・改善に向けて所管所属への指導及び支援を行うとともに、関係各課・関係機関と連携し、風水害に対するより良い備えに改めていくといった観点から、現行制度の検証、見直し等について積極的に検討を行いたい。

また、デジタル技術の活用等も進めつつ、これまでの災害実績（教訓）や災害傾向等を踏まえ、防災対策の改善、改良を絶えず行い、県民の安全・安心の確保に努められたい。

結びに

昨年4月から実施した今回の監査では、近年、本県においても毎年のように豪雨災害が発生している状況を背景として、風水害に係るものを対象として進めてきたところである。

そうした中であって、本年1月1日に最大震度7という能登半島地震が発生した。

当該地震に関する各種報道によれば、人的被害、建物倒壊等の被害は甚大であり、道路の寸断や空港、港湾等の被災に伴い、被災者の避難や食料、物資等の搬送が困難な状況、孤立集落の発生、避難所への避難者数が想定を大きく上回る状況、大規模な断水、停電、通信障害の発生等について伝えられている。

災害は、いつ、どこでも起こりうるものであり、本県において、このような大規模災害が発生してもおかしくない。

このため、県民の命と財産を守ることが行政の最大の使命であることを肝に銘じ、県の災害対応オペレーションが大規模災害発生時においても適切に機能し、迅速な救命救助、被災者への食料、物資等の供給等が滞らないよう、交通や通信の遮断等の厳しい条件が重なった状況を想定しておくなど、大規模災害に対する効果的な備えが講じられることを切に願うものである。

資料編

参考資料 1 事前調査結果

- (1) 水防用資機材（水防倉庫資機材）
- (2) 水防用資機材（その他資機材）
- (3) 救命救助用資機材
- (4) 被災者用食料・飲料
- (5) 被災者用生活必需品
- (6) 県職員用食料・飲料等
- (7) 警察職員用食料・飲料等

参考資料 2 佐賀県水防計画（抜粋）

参考資料 3 佐賀県地域防災計画（抜粋）

参考資料 4 県・市町の物資に関する連携備蓄体制整備要領

参考資料 5 佐賀県災害救助用備蓄物資管理要領

【参考資料1】事前調査結果

(1) 水防用資機材（水防倉庫資機材）

資機材	保管機関	東 部		唐 津	伊万里	杵 藤		
	土木事務所	土木事務所	土木事務所	土木事務所	土木事務所	土木事務所	土木事務所	土木事務所
	佐賀倉庫	鳥栖倉庫	神埼倉庫	唐津倉庫	伊万里倉庫	武雄倉庫	鹿島倉庫	犬王袋倉庫
杭木(本)	270	100	70	110	312	660	71	80
土のう袋(枚)	7,000	450	3,100	5,500	8,500	2,300	3,000	2,000
縄(巻)	17	10	5	36	57	24	6	11
掛矢(丁)	9	12	26	13	24	9	6	5
スコップ(本)	34	37	29	13	25	12	13	8
鋸(丁)	6	2		5	5	4	4	4
斧(丁)	5	3		5	9	4	4	4
照明器(個)	8	2	2	5	5	3	3	3
たこ(丁)	6	2	5	5	5	2	2	2
鉄線(kg)	270	40		64	50	100	50	50
救命ボート(艇)	1							
救命胴衣(着)	18							
一輪車(台)	3	2	5	5	4	2	1	3
二輪車(台)	2							
クリッパー(本)	3			3				
ペンチ(本)	5							
鉄杭(本)	15	90	150	411	75	396	204	58
シート類(枚)	26	5	5	10	10	15	29	5
ツルハシ(丁)		6	1	3	12	4	8	4
鎌(丁)	11	4		3	12	4	4	4
ナタ(本)		2		3	2	2	2	2
ペンチ類(本)		1	1		1	2	2	2
平レーキ(本)		2						
ドノウレンジャー(枚)		219						
ザル(個)	6	10	8			6	6	6
ゴムボート(艇)		1			2	1		
自動膨張式 ライフジャケット(着)				3				
替えボンベ& カートリッジ(個)				4				
パワースリング(本)				4				
コードリール(台)				1				
胴長(着)				5				
水防標旗(本)						9		
かすがい(本)						50	181	118

(2) 水防用資機材（その他の資機材）

保管機関 資機材	危機管理 防災課	防災航空 センター	消防 学校	武雄 県税 事務所	佐賀 土木 事務所	東部 土木 事務所	唐津 土木 事務所	伊万 里土 木事 務所	杵藤 土木 事務所	鹿島 市総 務課
排水ポンプ車（台）					1	1	1	1	1	
内水監視カメラ（台）					10	7	1	1	8	
可搬式発電機（台） ※1	3		3	2			2			1
消防防災ヘリコプター（機）		1								
可搬式排水ポンプ（台）					5			2	8	

※1 可搬式発電機については、危機管理防災課が保管管理を行っているが、この表では保管場所を記載しています。

(3) 救命救助用資機材

保管所属 資機材	警察本部会計課	警察本部機動隊	佐賀南警察署	佐賀北警察署	神埼警察署	鳥栖警察署	小城警察署	唐津警察署	武雄警察署	伊万里警察署	白石警察署	鹿島警察署
船外機(台)		4	2	1	1	1	1	3	1	2	2	2
船外機スタンド(台)						1						
非常用発動発電機(台)	2	5	2	11	8	1	1	2	1	1	1	8
汚染水域潜水用具(台)		18										
捜索用バディ棒(本)		1										
担架(台)		5			2			1	1	1		
エンジンカッター(台)		9	1	2	1	1	1	2	1	1	1	1
ガス検知器(台)		2										
ミニレッカー(台)		9										
梯子(はしご)(台)		11										
救助用担架梯子(はしご)(台)		1										
救助用ハーネスセット(個)		3										
背負式被害者搬送用具(個)								1				
チェンソー(台)		11	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1
チェンソー保護衣(着)						3		4	4		4	4
可搬式ウインチ(個)		2										
被災者用安全帯(個)		3										
災害活動用安全帯(個)		2										
手工具セット(個)		5										
災害活動用救助工具セット(個)		3										1
折りたたみ式リヤカー(台)		1										
削岩機(台)		5										
ドライスーツ(着)		29										
災害活動用防寒服(着)		24										
救命ボート(艇)		11	2	2	1	2	1	3	3	2	2	2
救命ボート用空気入れ(台)									3			
オール(本)							14	10	12			
投光器(台)		3	2	2	1	1		3	1	1	1	1
ウェットスーツ(着)		20										
電気ハンマードリル(台)		2										
ハンマー(丁)			1	1			7	3	1	2	1	1
破壊用具(丁)							1			1		1
レスキューブロック(台)		1										
充電式鉄筋カッター(台)		1										
エアダスター(台)		1										
コンクリート破壊用具(台)		2										
救急バッグ(個)		1										
耐電衣セット(個)		6										
サーチライト(台)		5	1	1				3	1		1	2
電動のこぎり(台)		1										
鋸(のこぎり)(丁)			6	5		4	2	5	3	3		2
救助用ロープ発射セット(台)		1										
潜水用空気ボンベ(本)		11										
墜落制止用器具(個)		47										
エアツール(台)		2										

資機材	保管所属											
	警察本部会計課	警察本部機動隊	佐賀南警察署	佐賀北警察署	神埼警察署	鳥栖警察署	小城警察署	唐津警察署	武雄警察署	伊万里警察署	白石警察署	鹿島警察署
救助用具セット(個)		3										
レスキューツール(個)	1	3	1	1		1		1	1			
救助用支柱用具(個)		1										
救命索発射装置(台)		1										
救助用三脚(個)		1										
エア救助マット(台)		1										
電動コンビツール(台)		2										
ロープレスキューセット(個)		3										
災害活動用コンベアセット(台)		1										
災害活動用ヘルメット(個)		32	4									10
災害活動用防護プロテクター(個)		24										
レスキュー資機材(エッジプロテクター)(個)		1										
レスキュー資機材(スイベル)(個)		4										
災害活動服(着)		29										
災害活動用遮蔽用シート(枚)		1										
災害活動用ザック(個)		24										
救命胴衣(着)		35	34	25	14	18	23	39	36	30	24	30
スコップ(本)			14	13		6	1	13	12	16	5	15
ツルハシ(丁)			3	5	1	1	3	5	6	2		2
一輪車(台)			1	2	1	1	1	2	3	1	1	1
ザル(個)			13	18		15	8	20	7	9	6	6
とび口(本)			6	6	2	4	2	6	3	3	2	2
各種ロープ(本)			1	2	5	1		4	1	1	1	1
救命浮環(個)			6	2	4	5	8	22	2	8	7	3
胴長靴(着)						10					9	
胴長(着)			16	16	3	4	14	15	12	14		8
マグネットライト(個)				1								
災害用手袋(組)			20	66		25	16	24		1,200	12	174
ポリタンク(個)				3								
長靴(足)				10	3							
防護マスク(個)				3				2			2	
ヘッドランプ(機)								3			6	
がんづめ(本)								2				
トランジスタメガホン(個)					8			27	14	22	9	14
リアカー(台)					1							
斧(丁)							1					
エアポンプ(機)							1				2	1
木槌(本)									3	1		
差し込み棒(本)									7			
ガソリン携行缶(缶)								2				
玄のう(本)										1		
重し(個)											8	
立入禁止テープ(本)											3	
テントセット(個)		10									1	
ゴーグル(個)												70

(4) 被災者用食料・飲料

(上段) 保管機関 (下段) 所管機関 品目	佐賀中部農林 事務所	唐津農林 事務所	杵藤保健福祉 事務所
	農政企画課		
アレルギー対応おかゆ袋 (アルファ米) (食)	1,010	245	350
アレルギー対応わかめごはん (アルファ米) (食)	1,165	360	380
アレルギー対応きのごはん (アルファ米) (食)	295	195	380
アレルギー対応五目ごはん (アルファ米) (食)	610	100	
アレルギー対応育児用調整粉乳 (6本入) (箱)	56	21	19
育児用液体ミルク (缶)	168	72	72

(5) 被災者用生活必需品

品目	佐賀土木事務所	唐津県税事務所	杵藤保健福祉事務所	佐賀中部保健福祉事務所	鳥栖保健福祉事務所	唐津保健福祉事務所	伊万里保健福祉事務所	危機管理防災課	医務課
	社会福祉課								
毛布 (枚)	3,120	500	1,490						
毛布 (再利用分) (枚)			3,000						
タオルケット (枚)	1,080	320	600						
大人用トレーニングウェア (上下) (着)	840	280	480						
小人用トレーニングウェア (上下) (着)	125	50	125						
大人用半袖Tシャツ (着)	400		400						
小人用半袖Tシャツ (着)	100								
大人用長袖Tシャツ (着)	280	250	270						
小人用長袖Tシャツ (着)	100								
紳士用半袖シャツ (着)	300								
婦人用半袖シャツ (着)	400								
男児用半袖シャツ (着)	90								
女児用半袖シャツ (着)	90								
紳士用長袖シャツ (着)	300								
婦人用長袖シャツ (着)	400								
男児用長袖シャツ (着)	90								
女児用長袖シャツ (着)	90								
紳士用パンツ (着)	700								
婦人用ショーツ (着)	800								
男児用パンツ (着)	100								
女児用パンツ (着)	100								
幼児用紙オムツM (60枚入り) (袋)	4								
幼児用紙オムツM (80枚入り) (袋)	5								
幼児用紙オムツL (68枚入り) (袋)	8								
大人用紙オムツS (36枚入り) (袋)	40								
大人用紙オムツM (15枚入り) (袋)	6								
大人用紙オムツM (30枚入り) (袋)	5								
タオル (枚)	800	400	800						
靴下 (大人用) (足)	1,600								
靴下 (子供用) (足)	300								
サンダル (大人用) (足)	1,600								
サンダル (子供用) (足)	300								
石けん (個)	600								
ちり紙 (袋)	2,000								
生理用品 (15P) (袋)	36								
ポリタンク (個)	575								
ビニールシート (枚)	600								
ビニールコップ (個)	200								
組立式オストメイト用トイレ (台)			1	1	1	1	1		
マスク (枚)								1,000	
ラップ式トイレ (台)								34	10

(6) 県職員用食料・飲料等

品目	人	佐	唐	武	伊	東	唐
	事	賀	津	雄	万	部	津
	課	県	県	県	里	土	土
		税	税	税	農	木	木
		事	事	事	林	事	事
		務	務	務	事	務	務
		所	所	所	務	所	所
	人事課						
非常用・備蓄用パン（食）	1,400	700		400	200	300	300
アルファ米（食）	700	350		200	100	150	150
飲料水（本）	3,984	2,112		1,056	576	672	816
毛布（枚）	640	250	110	170	90	100	
アルミ折りたたみ式マット（枚）	224	96	48	64	32	32	
便薬剤処理セット（個）	2,000	1,100	400	600	300	400	
汚物圧縮保管袋（ポンプ付）（枚）	20	30	20	20	10	20	
汚物圧縮保管袋（袋のみ）（枚）	80	30		10	10	10	

(7) 警察職員用食料・飲料等

保管機関 品目	警察本部警備第二課	警察本部機動隊	佐賀南警察署	佐賀北警察署	神埼警察署	鳥栖警察署	小城警察署	唐津警察署	武雄警察署	伊万里警察署	白石警察署	鹿島警察署
アルファ米(食)	985	771	774	630	270	642	450	714	310	372	246	336
飲料水(本)		322	216	216	216	216	216	216	216	216	216	216
コッヘルセット(個)		29										
簡易トイレセット(個)		24										
テントセット(個)		10										
寝袋(個)	30	72	45	40	12	31	17	48	17	24	14	19

佐賀県水防計画（抜粋）

第 1 章 総則

第 3 節 水防の責任等

2 県の責任

県内における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する。具体的には、主に次のような事務を行う。

(3) 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第 22 条の 2）

(18) 水防管理団体に対する水防に関する勧告及び助言（河川法第 48 条）

第 12 章 河川管理者の協力

第 1 節 河川管理者の協力

河川管理者九州地方整備局と佐賀県は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

(3) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加

(4) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資機材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資機材又は備蓄資機材の貸与

(5) 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣

佐賀県地域防災計画（抜粋）

第2編 風水害対策

第3章 災害応急対策計画

第18節 食料、飲料水及び生活必需品等の供給計画

第1項 食料等（ボトル飲料を含む。）の供給計画

1 調達方法

(1) 市町

市町は、独自での確保が困難となった被災者に対し、食料等を円滑に供給できるよう、次の措置を講じる。

この場合、高齢者、障がい者、乳幼児等要配慮者に対し配慮する。

ア 自ら備蓄している食料等を供給

イ 供給可能業者等に対し、提供を要請

ウ 相互応援協定を締結している市町村に対し、食料等の提供を要請

エ 県に対し、支援を要請

オ 県等から提供を受けた食料等を被災者に適正かつ円滑に配分できるよう体制を整備

(2) 県

県は、市町から要請があった場合、又は自らその必要があると認めた場合は、食料等を円滑に供給できるよう次の措置を講じる。

また、市町への供給に当たっては、適正かつ円滑に行うものとする。

ア 独自で備蓄している食料等を提供する。

イ 県内の米穀出荷・販売事業者への手持ちの精米の供給を要請する。

ウ 「災害時における物資の調達に関する協定」を締結した事業者等から調達を行う。

なお、アレルギーや疾病、育児等によって食に配慮を要する人向けの食品（育児用調製粉乳等）や栄養バランスに配慮するための生鮮食料品等についても、必要に応じ、市場や関係団体等を通じ調達する。

エ 必要に応じ、「九州・山口9県災害時応援協定」及び「関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定」に基づき支援を要請する。

第3項 生活必需品等の供給計画

2 調達方法

(1) 市町

市町は、被災者に供給するため、巡回を行うなどにより、必要な生活必需品等の品目、数量等を把握し、自らあらかじめ備蓄していた生活必需品等を放出する。

備蓄分では不足する場合、市町は、あらかじめ把握していた調達可能業者から調達する。

これによっても不足する場合は、市町は、県に対し、備蓄品の放出及び調達依頼を要請する。

(2) 県

県は、市町から要請があった場合、又は自ら必要と認める場合は、市町ごとに必要な供給品目、数量等の把握に努めつつ、自ら備蓄していた生活必需品等を放出し、又は「災害時における物資の調達に関する協定」を締結している事業者など、あらかじめ把握していた調達可能業者等から調達し、市町に供給する。

また、県内の他の市町に対し、備蓄品の放出及び業者からの調達を要請する。

これらの措置を講じてもなお不足する場合は、「九州・山口9県災害時応援協定」及び「関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定」に基づき、応援を要請する。

県・市町の物資に関する連携備蓄体制整備要領（別紙は記載省略）

（目的）

第 1 条 この要領は、県内で災害が発生した場合に、市町が被災者に対して日常生活に必要な物資を迅速かつ円滑に供給できるようにするため、県と市町が連携して取り組む物資の備蓄体制の整備について必要な事項を定めるものとする。

（備蓄品目）

第 2 条 県及び市町が備蓄すべき物資の品目は別紙 1 のとおりとする。

- 2 県及び市町は、別紙 1 に掲げる物資を災害時に速やかに調達できるよう、民間事業者等と調達協定を締結するなど流通備蓄体制の構築に努めるものとする。
- 3 県及び市町は、別紙 1 に掲げる物資のうち次のアからエの条件のいずれかに該当する物資については、第 4 条に定める数量を保有備蓄するよう努めるものとする。
 - ア 災害発生直後から必要になる物資
 - イ 生命維持の観点から必要になる物資
 - ウ 排泄等生理現象に伴い必要になる物資
 - エ 流通量が少なく入手が困難など流通備蓄のみでは必要な量の確保が困難と考えられる物資

（県と市町の役割分担）

第 3 条 保有備蓄における県と市町の役割分担は次のとおりとし、品目は別紙 2 のとおりとする。

- (1) 市町 前条第 3 項の条件アからウのいずれかに該当する物資（次号①に基づき県が備蓄する物資を除く。）
- (2) 県
 - ① 前条第 3 項の条件アからウのいずれかに該当する物資のうち市町がそれぞれ保有するには非効率な物資
 - ② 前条第 3 項の条件エに該当する物資

（保有備蓄の数量等）

第 4 条 市町が保有備蓄する物資の必要数量を定めるにあたっては次の各号を目安とし、別紙 3 により算定するものとする。

- (1) 想定避難者数 市町の登録人口（住民基本台帳及び外国人登録原票の登録人口の合計）の 5 パーセント
- (2) 必要数量 1 日（食料は 3 食）

- 2 県が保有備蓄する物資の必要数量は、各物資の性質又は入手困難性等を考慮しながら、個別に検討のうえ定めるものとする。

(保有備蓄における留意事項等)

第5条 物資には消費・耐久期限等があるため期限の到来を考慮して段階的に保有備蓄を進めることとする。また、物資の中でも第2条第3項の条件イ又はウに該当する物資が特に重要であることを念頭に置きながら、計画的に保有備蓄を進めることとする。

- 2 保有備蓄の方法は、自らの倉庫等に保管する方法に加え、民間事業者等との間で災害時に速やかに調達及び配送できる体制を構築する方法によることもできることとする。ただし、当該事業者等との間で次に掲げる体制の全てが構築されている場合に限る。

- (1) 平時から当該事業者等が必要な数量を常時在庫として保有していることが確認できている。

- (2) 災害時に当該在庫を供出し、配送できる体制が構築されている。

- (3) 災害時に当該事業者等の担当者と連絡をとることが可能な体制が構築できている。

なお、この方法による場合は、自らの市町の地域が被災した場合だけでなく、県内の他の市町が被災した場合にも物資を調達できることが望ましい。

- 3 防災拠点施設又は避難所等に日常用として備え置いている物資についても、保有備蓄の数量に加えることができるものとする。
- 4 別紙2に記載した物資の他に同等の効果が期待できる物資等がある場合は、代えることができるものとする。

(保管及び輸送体制の構築)

第6条 保有備蓄する物資は、災害による影響を受けにくく、速やかに搬出及び輸送できる場所に保管するとともに、定期的に点検を行い良好な状態の保持に努めるものとする。

- 2 県及び市町は、保有する物資を迅速かつ円滑に被災住民に届けられるよう、平時から輸送体制の構築に努めるものとする。

(災害時の応援等)

第7条 他の市町に応援を要請する場合の手続き等については、佐賀県・市町災害時相互応援協定及びその細目に定めるところによる。

- 2 実際の災害時には、発災から時間経過に伴い、別紙4のような被災者ニーズの変化があることを考慮のうえ対応するものとする。

(物資の更新)

第8条 消費期限及び耐久期限等のある物資については、期限の到来を考慮して、同等の品目をもって更新するように努めるものとする。なお、更新により不用となる物資は、期限

超過前に防災訓練や啓発イベントで活用するなど、可能な限り廃棄処分によらない方法での活用に努めるものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成24年12月21日から施行する。
- 2 県及び市町は、第4条の規定に基づき算定した保有備蓄の数量を達成できるよう、平成25年度から5年間を目標に段階的に整備するよう努めるものとする。

附 則

この要領は、令和2年11月20日から施行する。

佐賀県災害救助用備蓄物資管理要領（別紙は記載省略）

（要領の目的）

第1条 この要領は、佐賀県が災害救助用に備蓄する物資（以下「備蓄物資」という。）を合理的な場所で保管し、適正に管理し、もって災害時の迅速な使用を担保することを目的とする。

（備蓄物資の種類）

第2条 備蓄物資の種類は次のとおりとする。

- （1）食料（※アレルギー対応食料を基本とする。）
- （2）生活必需品

（備蓄物資の保管場所）

第3条 備蓄物資の保管場所及びその決定手続きは次のとおりとする。

- 1 備蓄物資の保管場所は、災害時の配送等を考慮し、危機管理防災課長が決定する。
- 2 保管場所を変更する場合は、事前に危機管理防災課長に申し出る。
- 3 備蓄物資の保管場所は次のとおりとする。

（1）食料

杵藤保健福祉事務所、佐賀中部農林事務所、唐津農林事務所

（2）生活必需品

唐津県税事務所、佐賀中部保健福祉事務所、鳥栖保健福祉事務所、唐津保健福祉事務所、伊万里保健福祉事務所、杵藤保健福祉事務所、佐賀土木事務所

（事務の所掌）

第4条 備蓄物資の保管及び管理に係る事務の所掌は次のとおりとする。

- （1）備蓄物資の購入に係る基金及び特別会計の管理は、危機管理防災課が行う。
- （2）食料の購入に関し、購入数量及び各保管場所配分数の決定は危機管理防災課が、品目の決定及び購入手続きは健康福祉政策課が行い、その保管及び管理は、農政企画課が行う。
- （3）生活必需品の購入、保管及び管理は、社会福祉課が行う。
- （4）緊急時等やむを得ない事情がある場合は、危機管理防災課においても備蓄物資の購入を行う。

（備蓄物資の管理）

第5条 備蓄物資の管理方法は次のとおりとする。

- （1）備蓄物資の受入、払出を行う際は、備蓄物資受払簿に記帳する。

- (2) 備蓄物資受払簿は、別紙様式1とする。
- (3) 備蓄物資受払簿は、佐賀県財務規則第146条第4項に定める需用品等出納供用簿に代わるものとする。
- (4) 危機管理防災課長は、整備計画に基づく物資の購入のほか必要と認める場合に、備蓄物資の受入の決定を行うものとする。
- (5) 備蓄物資の受入の決定を行う場合の様式は、別紙様式2とする。
- (6) 危機管理防災課長（佐賀県災害対策本部が設置されている場合は、危機管理防災課長が指名するもの）は、災害の発生したとき又はそのおそれがあるときで、必要と認める場合は、備蓄物資の払出決定を行うものとする。
- (7) 前項の規定により備蓄物資の払出の決定を行う場合の様式は、別紙様式3とする。
- (8) 県において供用の必要がないと認める場合は、備蓄物資の不用の決定を、佐賀県財務規則第159条第1号の規定に従い、危機管理防災課長が行うものとする。
- (9) 前項の規定により備蓄物資の不用の決定を行う場合の様式は、別紙様式4とする。
- (10) 不用の決定後、備蓄物資の棄却の決定を行う場合は、佐賀県財務規則第160条の規定に従い、危機管理防災課長が行うものとし、その様式は、別紙様式5とする。
- (11) 保管場所の長は、備蓄物資が盗難、動物による食害などによりき損しないよう、施錠を行い適正に管理を行うものとする。
- (12) 保管場所の長は、災害が発生したとき又はそのおそれがあるときに、備蓄物資を迅速に使用できるよう、担当者を決め、鍵の管理を行うものとする。
- (13) 危機管理防災課長は、毎年1回、3月中に実地棚卸（備蓄物資の状態及び管理状況についての確認）を行うものとする。

(その他)

第6条 本要領に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、危機管理防災課及び関係課で協議を行うものとする。

附 則

この要領は、平成26年8月12日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

